ソフトウェア利用許諾契約書(開発ライセンス)

本ソフトウェア利用許諾契約書(以下「本契約」)は、下記条項で定義する本製品に関して、 お客様と株式会社アクエスト(以下「当社」)との間で締結される契約です。本製品を利用 された時点で、お客様は本契約のすべての条項に同意したとみなされます。お客様が本契 約に同意されない場合は、本製品の利用はできません。

第1条(定義)

本契約において、本契約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるものとします。

- (1) 本製品とは、「規則音声合成ライブラリ AquesTalk Win Ver. 1.3」をいい、異なるプラットフォームのライブラリや異なるバージョン(ただし、過誤の補修によるマイナーバージョンアップをのぞく) は含まれません。
- (2) お客様とは、本契約において法人又は個人を問わず、本製品の開発ライセンス を購入した方をいいます。なお、法人の場合の関係会社はこれに含まれません。 また、第3条の規定のもと、無償で利用する個人の方を含みます。
- (3) 本製品の「利用」とは、本製品の全部又は一部がコンピュータ又は装置デバイスで実行されることをいいます。
- (4) 本製品の「複製」とは、本製品の全部又は一部がコンピュータ又は装置デバイスのメモリに読み込まれていること、又は永続的な記憶デバイスに保存されていることをいいます。

第2条 (権利の許諾)

当社は、お客様に対し、本契約の諸条項に従うことを条件として、以下に定める権利 を許諾します。

- 1. お客様は、本製品を、お客様のアプリや製品の試作及び開発の目的で複製及び利用することができます。
- 2. お客様は、本製品を含んだアプリや製品の試作品をお客様自身により第三者にデモンストレーションすることができます。

第3条 (無償ライセンス)

個人が直接間接を問わず営利を目的としない場合に限り、本製品を無償で利用することができます。個人事業や会社での個人利用はこれに含まれません。

第4条 (開発後の利用、再配布)

1. 本ライセンスをもとに開発した本製品を含むアプリや製品を利用する場合は、別途、複製数に応じた本数の『使用ライセンス』の購入が必要となります(第3条

の規定のもと、無償で利用する個人の方を除く)。

2. お客様は、複製した本製品および本製品を含む製品を、許可無く頒布したり第三者に利用させることはできません。再配布には事前に当社と、『頒布ライセンス』 契約を締結する必要があります(第3条の規定のもと、無償で利用する個人の方は、当社別途規定の配布方法に従うことで、無償で配布することも可能です)。

第5条 (禁止事項)

お客様は、本製品を改変することができません。

第6条(本製品の権利および譲渡禁止)

本製品に関わる著作権および著作隣接権その他の知的財産権は全て当社に帰属します。 本契約により当社に帰属している権利の全部、一部がお客様に移転するものではあり ません。また、お客様は本契約に基づく許諾もしくは義務を第三者に譲渡することは できません。

第7条(保証および責任)

- 1. 本製品のライセンス購入日から 60 日間に限り、媒体に物理的な欠陥があった場合は、その程度に応じて当社の判断に基づき、交換または代金返還をいたします。
- 2. 本製品のライセンス購入日から 60 日間に限り、本ソフトウェアに重大の瑕疵があった場合 (動作保証対象外の特定のハードウェアまたはソフトウェアに起因する動作不具合を除きます)、欠陥の程度に応じて当社の判断に基づき、媒体の交換もしくは補修プログラムの提供、解決方法の案内、または代金の返還を行います。またソフトウェアの品質・機能がお客様の特定の使用目的に適合することを保証するものではなく、本ソフトウェアの選択導入の適否はお客様の責任とします。
- 3. 瑕疵に関して前二項に定める以外の責任を負いません。法律上の請求の原因を問わず、本製品の使用または使用不能から生ずる派生的知的損害及び精神的損害、並びに直接的または間接的な営業上の損害に付いては、当社は責任を負いません。いかなる場合も、本契約基づく当社の責任は、お客様が実際に支払った本製品のライセンス金額を上限とします。
- 4. 本ソフトウェアの機能に付随して利用できる各種情報・ソフトウェアやサービスをネットワーク経由で無償提供することがあります。当社は、かかる情報、ソフトウェアやサービスについて、安全性、正確性、および有用性を含む一切の保証を行いません。また、当社はお客様の承諾なくそれらの提供を中断または終了することができるものとします。
- 5. 当社及びお客様は、本条の規定は、本製品に関し、当社の保証責任のすべてを規定したものであることを確認します。

6. 当社は、第3条の規定のもと、無償で利用する個人の方に対しては、本条の保証 規定にかかわらず、一切の保証は行いません。

第8条(契約終了)

- 1. お客様は、本製品およびその複製物のすべてを破棄、抹消することにより、本契約を終了させることができます。この場合、本契約のもとでお客様が支払われた 一切の対価は返還致しません。
- 2. また、お客様が本契約の条項に違反した場合は、本契約は自動的に終了し、当社はお客様に対し損害賠償請求その他の法的措置を講じることができます。

第9条(管轄)

本契約に起因して生ずる訴訟の専属管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

AT2ADRSDKL1C270111